

農村型地域運営組織（農村 RMO）伴走支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本県では、中山間地域において、複数の集落機能を補完する「農村型地域運営組織（農村 RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村 RMO モデル形成支援事業を実施している。本業務では、農村 RMO モデル形成支援事業実施地区（以下：RMO モデル形成地区）を対象に、3 ヶ年の支援事業終了後の自走を見据え、それぞれの地域での現状や課題を整理・分析し、今後の地域経営計画を立案し、持続可能な地域経営の実現を図るもの。

2 委託業務の概要

- （１）委託業務名 農村型地域運営組織（農村 RMO）伴走支援業務委託
 - （２）業務内容 仕様書（別紙）のとおり
 - （３）委託期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日まで
 - （４）委託料上限額 金 400 万円（消費税及び地方消費税含む）
- ※上記予算額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3 プロポーザル参加資格及び条件

本プロポーザルの参加資格者は次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。

- （１）事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打合せ（Web 会議システムを含む）等ができる体制がとれる者。
- （２）提案内容を確実に遂行できる体制及び企画立案能力を有している者。
- （３）プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- （４）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- （５）都道府県税や消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （６）会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （７）宗教活動や政治活動を主たる活動の目的とする団体でないこと。
- （８）次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

4 プロポーザルの参加申込み及び質問・回答

- (1) プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式１）をメールにて、令和７年５月２１日（水）１７時までに提出すること。
- (2) 質問は、令和７年５月２１日（水）１７時までにメールにて受付ける。
様式は任意とし、電話及び口頭による質問は受付けない。
- (3) 回答は、令和７年５月２６日（月）１７時までに、全ての参加者に電子メールにより通知する。
なお、以下の質問については回答しない。
 - ア 他の応募者に関する質問
 - イ 審査員に関する質問
 - ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(4) 申込（参加・質問）方法及び申込（参加・質問）先

- ①申込方法 下記アドレス宛にメールで提出すること。
- ②申込先
 - ＜宛先＞富山県農林水産部 農村振興課 中山間農業振興係
 - ＜件名＞【参加】農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）伴走支援業務委託
【質問】農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）伴走支援業務委託
 - ＜本文＞担当者を必ずご記載ください（会社名、役職、氏名、E-mail アドレス等）
 - ＜提出先アドレス＞anosonshinko@pref.toyama.lg.jp
送信した後に、必ず、確認の電話をすること。
（電話受付時間 8:30～17:00）
 - ＜電話連絡先＞TEL（076）444-9011（担当：江蔵主任）

(5) その他

プロポーザル参加申込後に参加を辞退する場合は、令和７年５月２６日（月）１７時までに、辞退届（様式任意）を提出すること。（提出方法は参加申込と同様）

5 企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加の申込みを行った業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 次の①～④の書類の PDF データをメールにて提出すること。

イ 参加業者 1 者につき、1 案の提出とすること。

ウ 提出書類等は、すべて A 4 版に統一すること。

エ ①～③の書類の様式は、任意とする。

① 企画提案書：事業内容、スケジュール、工夫点などを具体的に記載すること。

② 経費見積書：本要領 2 の（４）の金額の範囲内で、積み上げて記載すること。

③ 業務の実施体制

④ 会社概要及び近年の業務実績がわかるもの（様式 2）

（２）留意事項

ア 提出書類の作成及び今回の応募に係る一切の費用はすべて参加者の負担とする。

イ 提出書類の返却は行わない。

ウ 提出書類の差替え及び再提出は原則認めない。

エ 次に掲げる場合については提案を無効とする。

- ・ 所定の期限及び方法で、提出書類を提出しなかった場合。
- ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合。
- ・ 1 者 1 案を超えて提出したもの。

（３）提出期限 令和 7 年 5 月 28 日（水）17 時必着

（４）提出方法及び提出先

①提出方法 下記のアドレス宛に電子メールで提出

②提出先

＜本文＞担当者を必ずご記載ください（会社名、役職、氏名、E-mail アドレス等）

＜提出先アドレス＞anosonshinko@pref.toyama.lg.jp

送信した後に、必ず、確認の電話をすること。

（電話受付時間 8:30～17:00）

＜電話連絡先＞TEL（076）444-9011（担当：江蔵主任）

6 契約候補者選定方法

（１）プレゼンテーション

次のとおり、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

①日時：令和 7 年 6 月 4 日（水）午前（予定）

※詳細な時間は参加者へ後日個別に連絡する。

②場所：富山興銀ビル（予定）

③進め方

- ・ プレゼンテーションは、参加申込み順で実施する。
- ・ 他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・ 所要時間：1 者あたり 30 分程度（説明 20 分、質疑応答 10 分）を想定しているが、参加者数によっては変更となる場合がある。
- ・ 出席者：1 者あたり 2 名までとする。
- ・ 説明方法：提出書類①～③を使って説明すること。

(2) 審査方法及び審査基準

ア 公募型プロポーザル方式により委託事業者を決定する。

イ 提出書類①～③及びプレゼンテーションの内容を、以下の基準に基づき審査する。

項 目	内 容
実施体制	事業を円滑かつ確実に実施できる体制、能力を有しているか
提案内容	事業の趣旨に沿っているか
	実現性の高い内容であるか
	スケジュールは適切であるか
	効果的に実施するための独自の提案、工夫がなされているか
事業費	経費の内訳が妥当なものとなっているか

(3) 選定方法

ア 全審査員の合計点の最も高い業者を委託業者として選定する。

イ 全審査員の合計点が同一の場合は、審査員の協議により委託業者を決定する。

ウ 参加者が1者の場合、全審査員の合計点が最低基準（満点の 50%）を満たす場合、委託業者として選定する。

(4) 採否の通知

プロポーザルの審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面で通知する。

なお、決定経緯や決定理由等に関する問い合わせには応じない。

7 契約の方法等

(1) 選定業者と県は、提出書類①～③の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い最終的な仕様を確定し、双方合意のうえ、契約を締結する。

(2) したがって、締結する契約書に添付する仕様書は、委託業務の内容が追加・変更される場合がある。

(3) 業務遂行に関する重要な事項については、その都度、県の指示に従い、遂行すること。

8 提出先・問合せ先

富山県農林水産部 農村振興課 中山間農業振興係

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル4F

T E L : 076-444-9011

F A X : 076-444-4427

農村型地域運営組織（農村RMO）伴走支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

農村型地域運営組織（農村RMO）伴走支援業務（以下、「委託業務」という。）

2 委託業務の概要

本県では、中山間地域において、複数の集落機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村RMOモデル形成支援事業を実施している。本業務では、農村RMOモデル形成支援事業実施地区（以下：RMOモデル形成地区）を対象に、3ヶ年の支援事業終了後の自走を見据え、それぞれの地域での現状や課題を整理・分析し、今後の地域経営計画を立案し、持続可能な地域経営の実現を図るもの。

（以下の項目において、「発注者」は「富山県」を、「受注者」は「発注者より直接本委託業務を受注した者」をそれぞれ示すものとする。）

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月6日までとする。

4 委託業務の内容

本業務は、以下の内容に沿って進めるものとする。

- ① 第1回ワークショップにおけるコーディネーター（7月～8月想定）
- ② 各協議会の地域経営分析、将来ビジョンの評価（9月～10月想定）
- ③ 第2回ワークショップにおけるコーディネーター（11月～12月想定）
- ④ 各協議会の地域経営計画の立案への助言等（1月想定）
- ⑤ 成果とりまとめ（2月想定）

なお、今回業務の対象とする地区は、黒瀬谷、東谷、速川、大鋸屋の4地区である

（1）ワークショップにおけるコーディネーター業務（第1回）

- ・ RMOモデル形成地区（各協議会）が取り組む「農用地保全」、「地域資源活用」及び「生活支援」、それぞれの実証事業における地域の考えや活動の実態を各協議会にてワークショップ形式で振り返り、ワークショップを進めるにあたってのコーディネーターとしての役割を担い、意見を集約する。
- ・ なお、ワークショップ開催にあたっての日程調整や会場準備等は富山県及び各協議会で実施するものとする。参集範囲は、各協議会の役員、県職員、市町村職員を想定。

（2）RMOモデル形成地区における活動の現状と課題の整理・経営分析

- ・ 第1回のワークショップを踏まえ、各協議会の活動の現状と課題を整理し、各実証事業における経営収支等の資料収集・分析を行うとともに、各地区が定める将来ビジョンを評価。

(3) ワークショップにおけるコーディネーター業務（第2回）

- ・各地区の地域経営分析を行い、将来ビジョンの評価結果を各協議会へ提示。
- ・この地域経営分析、将来ビジョン評価を踏まえ、各協議会にてワークショップ形式で話し合い、ワークショップを進めるにあたってのコーディネーターとしての役割を担い、今後の地域経営を見直すなどにあたっての助言を行う。

(4) RMOモデル形成地区における今後の地域経営計画の立案への助言等

- ・第2回のワークショップを踏まえ、各協議会の自走に向けた今後の地域経営計画の立案への助言・指導。

(5) 打合せ、成果とりまとめ

- ・打合せ（3回）、各協議会の地域経営計画（助言）、議事録・報告書等の作成

5 成果物

- (1) 業務完了後に報告書、打合せ記録を提出。

6 その他

- (1) 業務を遂行するために必要な打合せを随時実施すること。
- (2) 委託業務により新たに生じた著作権については、全て発注者に帰属するものとする。また、受注者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて当事者の許諾を取得するとともに発注者にその旨を書面により報告すること。
- (3) 本仕様に不明点がある場合、また明記のない事項については、速やかに発注者まで連絡し、その指示を受けること。